

議案第 27 号

四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和５５年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第１項第１号中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の１２月３１日において生計を維持したもの」を「加算対象扶養親族等（児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第９条第１項及び同法第９条の２に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）以外のもの）及び生計維持児童（児童扶養手当法第９条第１項及び同法第９条の２に規定する児童）」に改め、同項第２号中「扶養親族等」を「加算対象扶養親族等（児童扶養手当法第１０条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族以外のもの）」に改め、同条第２項中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）」を「所得税法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和６年１１月１日から適用する。